

大学スポーツの振興に関する検討会議について

平成28年4月26日
文部科学大臣決定
改正 平成28年8月1日

1. 趣旨

大学が持つスポーツ人材育成機能、スポーツ資源（運動部指導者、学生・教員、スポーツ施設等）は、社会に貢献する人材の輩出、経済活性化、地域貢献等の点から大きな潜在力を有している。

一方で、日本の大学スポーツを取り巻く環境は、諸外国のような大学スポーツ先進国と比較して、その潜在力を十分に生かしきれぬものとはなっておらず、早急に課題を整理し、対応する必要がある。

上記のような状況を踏まえ、大学スポーツ振興に向けた方策等について検討を行うため、大学スポーツの振興に関する検討会議（以下「検討会議」という。）を設ける。

2. 検討事項

検討会議は、大学スポーツの振興に関し、次の事項について検討を行う。

- (1) 大学スポーツの潜在力についての大学側の認識の醸成
- (2) 大学スポーツ振興に係る制度的課題の把握、方策の検討
- (3) 学生へのスポーツ教育・カリキュラムの充実（スポーツボランティア、障害者スポーツの支援等を含む）
- (4) 学生アスリートへの学習・キャリア支援の充実
- (5) 大学スポーツを核とした地域活性化の在り方

3. 構成

- (1) 構成は以下のとおりとする。

座長	文部科学大臣
	スポーツ庁長官
	スポーツ庁次長
	高等教育局長
	科学技術・学術政策局長
安西 祐一郎	公益財団法人全国大学体育連合会長
蒲島 郁夫	熊本県知事、東京大学名誉教授
五神 真	国立大学法人東京大学総長
松下 雅雄	国立大学法人鹿屋体育大学学長
松浪 健四郎	一般社団法人全国スポーツ系大学協議会会長

(2) 必要に応じ、他の有識者を参画させることができる。

4. その他

(1) 検討会議に関する庶務は、スポーツ庁政策課、参事官(地域振興担当)、参事官(民間スポーツ担当)が処理する。

(2) この決定に定めるもののほか、検討会議の運営に関する事項は、必要に応じ検討会議に諮って定める。